令和7年度における独立行政法人環境再生保全機構の中小企業者に関する契約の方針

令和7年10月 独立行政法人環境再生保全機構

官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律(昭和41年法律第97号) 第5条の規定に基づき、令和7年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針(令和7年4月22日閣議決定)に即して、令和7年度における中小企業者の受注の機会の増大を図るための方針を以下のとおり定める。

第1 中小企業者の受注の機会の増大の目標に関する事項

(1) 中小企業・小規模事業者向け契約目標

令和7年度における官公需予算総額に占める中小企業・小規模事業者向け契約の金額の比率が前年度と同様に36.6%、金額が約392百万円になるよう努めるものとする。

(2) 新規中小企業者向け契約目標

新規中小企業者向け契約比率については、前年度と同様に比率3%以上を目指 すものとする。

- 第2 中小企業者の受注の機会の増大のために講ずる措置に関する事項
 - (1) 調達見通しをホームページ等に掲載することによって、予見可能性等を持た せ中小企業・小規模事業者の競争参加の拡大を図る。また、メールマガジンの活 用により、広く個別に周知するなど情報発信の仕組みを継続する。
 - (2) 中小企業者が余裕をもって計画的に参加できるよう、適切な公示期間を設けることに加え、仕様の内容に応じて説明会を実施し、説明会から入札までの期間を十分に確保する取組を継続する。
 - (3) 財務部経理課に「官公需相談窓口」を設置し、中小企業者からの相談に応じ、情報を提供する取組を継続する。

第3 新規中小企業者及び組合の活用に関する事項

- (1) 類似の契約で新規中小企業者との契約実績のある契約がある場合には、新規中小企業者の参入を妨げることがないよう特に留意して仕様内容等を定めるものとする。
- (2) 契約相手が新規中小企業者であるときは、メールマガジンへの登録を促すとともに、官公需施策の情報を提供するものとする。
- (3) 少額の随意契約による場合は、契約の内容等を踏まえ、「官公需情報ポータルサイト」を利用し、可能な限り新規中小企業者の競争の参加に努める。
- 第4 上記第1~第3に掲げるもののほか、中小企業者の受注の機会の増大に関し必要な事項
 - (1) 物件及び役務の契約については、労務費、原材料費、エネルギーコスト等の 上昇に対し、適切な対応に努める。
 - (2) 財務部経理課は、中小企業庁から提供された中小企業者との契約の増加に資する情報を必要に応じて関係部室に提供する。